

学長選考会議について

○広島県公立大学法人定款

(学長の任命)

第11条 県立大学の学長(以下「学長」という。)は、理事長とは別に任命するものとする。

2 学長を選考するため、県立大学ごとに学長選考会議(以下単に「学長選考会議」という。)を置く。

3 学長は、学長選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

5 学長選考会議は、次に掲げる委員各3人で構成する。

(1) 第18条第1項に規定する経営審議会を構成する者のうちから当該経営審議会において選出された者

(2) 第22条第1項に規定する教育研究審議会を構成する者(学長を除く。)のうちから当該教育研究審議会において選出された者

6 前項第1号に該当する委員のうち1人以上は第18条第2項第4号に掲げる者とし、前項第2号に該当する委員のうち1人以上は第22条第2項第5号に掲げる者とする。

7 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 議長は、学長選考会議を主宰する。

9 第5項から前項までに定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

(役員の任期)

第13条 理事長の任期は、4年とする。

2 副理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める学長の任期によるものとする。

○県立広島大学学長選考会議規程

(審議事項)

第2条 学長選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長の選考に関すること
- (2) 学長の任期に関すること
- (3) 学長の解任に関すること
- (4) その他学長選考会議の運営に関し必要な事項

(議事)

第7条 学長選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。

- 2 学長選考会議の議事は、議長を含む出席した委員の過半数で決する。
- 3 過半数で決しなかった場合は、議長が議決方法を学長選考会議に諮って定める。

○県立広島大学学長選考規程

(選考の時期)

第2条 県立広島大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学長候補者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき
 - (2) 学長が辞任を申し出たとき
 - (3) 学長が欠員となったとき
 - (4) 学長が解任されたとき
- 2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の3月前までに行い、同項第2号から第4号までに該当する場合は、速やかに行うものとする。

(任期)

第6条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とする。

令和6年度県立広島大学学長選考会議 議事一覧

年 月 日	実 施 事 項
第1回 令和6年9月4日	【審議事項】 1 学長選考会議における議長の選出及び職務代理者の指名について 2 学長候補者の選考について 3 学長の選考に関する規程の改正について 4 学長候補者選考の公示について
第2回 令和6年11月20日	【報告事項】 1 学長候補者の選考対象者の推薦等について 【審議事項】 1 学長候補者の選考方法等について 2 審議会委員からの意見聴取について 3 選考対象者への面接依頼について 【審査事項】 1 学長候補者の選考対象者の書類審査について
第3回 令和6年12月19日	【審査事項】 1 面接審査 2 最終選考 【その他】 1 学長選考対象者選考後の事務処理等について
対象者決定後 令和6年12月19日	学長候補者の選考結果について理事長へ報告 〃 知事へ報告
令和6年12月26日	学長候補者について学内公表 〃 プレスリリース